

令和7年度

事業計画書

社会福祉法人

加古川市社会福祉協議会

目 次

事業方針	P.1
第4期地域福祉推進計画 体系図	P.2
1. 住民主体のお互い様の地域づくり	P.3
1) 生活支援体制整備事業〈市受託事業〉	
2) 支部活動への支援	
2. 認め合い、ささえあいの輪が広がる人づくり	P.6
1) ボランティア情報の発信	
2) ボランティア養成・研修	
3) コーディネート事業	
4) 活動基盤づくり事業	
5) 関係機関及び社協組織内での連携	
6) 福祉学習推進事業	
7) 社会教育・福祉教育推進員活動支援（市教委との協働事業）	
8) 災害対応支援	
9) 障がい児・者及び団体へ支援	
10) 社会福祉活動助成金事業	
11) こどもの居場所づくり推進事業	
12) 児童・青少年活動支援	
13) 高齢者福祉活動支援	
3. 誰もが安心して相談できる支援ネットワークづくり	P.9
1) 成年後見支援センター事業〈市受託事業〉	
2) 日常生活自立支援事業〈県社協受託事業〉	
3) 生活福祉資金貸付事業〈県社協受託事業〉	
4) 独自の権利擁護・貧困対策支援事業	
5) 障がい者基幹相談支援センター事業〈市受託事業〉	
6) 計画相談支援事業（特定相談支援事業・障害児相談支援事業）	
7) 総合相談事業	

4. 社会福祉協議会の機能強化に向けた基盤づくり P.12

- 1) 組織体制の強化
- 2) 財源の確保と有効活用
- 3) 公的事業の積極的受託
- 4) 広報力の強化による社協活動のPR
- 5) 職員養成による組織力の強化
- 6) 地域福祉推進計画の推進
- 7) 経営改善検討会議の開催
- 8) 総合福祉会館の指定管理業務
- 9) トライやるウィーク及び実習生受け入れ

 印の記載のある事業は、共同募金の配分金を活用しています。

令和7年度 社会福祉法人 加古川市社会福祉協議会

事業計画

《事業方針》

本会では、今日まで強みであるネットワークや専門性を生かし、社会に必要な事業を展開してきましたが、より時代の変化に対応した組織体制や事業展開が求められ、活動基盤となる財政面の不安も出てきました。

このような中、「経営検討委員会」を立ち上げ、事業の見直し、財政基盤の強化に向けて協議した結果、令和6年度に「経営ビジョン」を策定し、中長期的な視点で改革を進めていくこととなりました。

しかし、近年では地域では人と人とのつながりが希薄となり、生活圏域でのささえあいの基盤が脆弱化し、生活困窮世帯の増加、社会的孤立といった地域社会を取り巻く課題は残されています。

さらに、超高齢社会の進行、ヤングケアラー、ひきこもりなど“制度の狭間”の課題等が、複雑化し深刻な社会的課題となっています。

こうした中、本会では「第4期地域福祉推進計画」の基本理念となる「ささえあい 地域でみまもるまちづくり～地域共生社会の実現を目指して～」の達成のため、事業を推進しています。

また、国においては、さまざまな地域課題を解決し、誰もが支え合いながら暮らすことができるよう地域の多様な関係者によるプラットフォーム（連携・協働の場）づくりと相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行うことが求められ、加古川市においてもその準備を進めており、社協が主体的な役割を発揮することが期待されている中、継続的に協議を進めているところです。

今年度は、地域住民や多様な機関・団体との協働により、プラットフォームとしての役割を発揮しながら、役職員一丸となって「地域共生社会の実現」に向けて全力で取り組んでまいります。

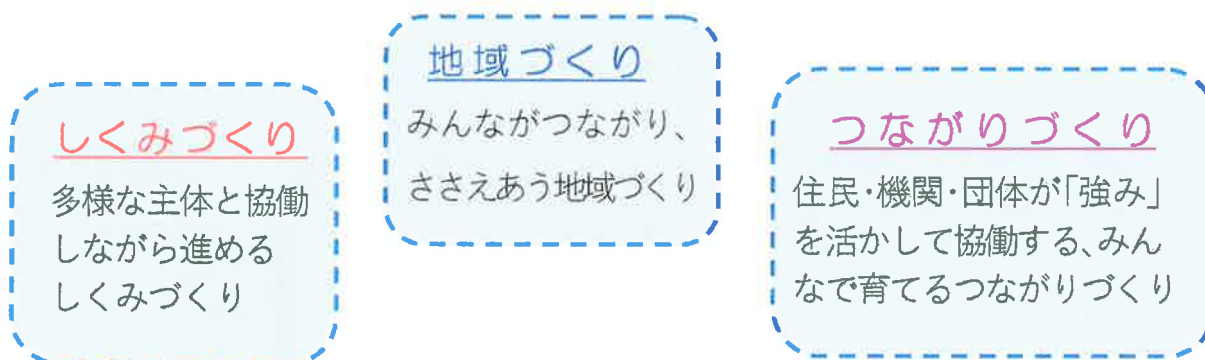
第4期 地域福祉推進計画 体系図

【福祉目標】

『ささえあい 地域でみまもる まちづくり』

～地域共生社会の実現を目指して～

【基本方針】



【重点目標】

- ① 住民主体のお互いさまの地域づくり
- ② 認め合い、ささえあいの輪が広がる人づくり
- ③ 誰もが安心して相談できる支援ネットワークづくり

重点目標 1

住民主体のお互い様の地域づくり

- (1) 地域行事（活動）への参加を住民へ呼びかけ、参加を通じてつながりづくりの大切さを伝えます。
- (2) 広報、情報紙、小地域福祉活動事業、ささえあい協議会活動を通じて、身近な者同士のつながりづくりの大切さを啓発します。
- (3) 地域活動を切り口に、地縁組織が中心となって、身近な住民同士がささえあう体制づくりを進めます。
- (4) 町内会、民生委員・児童委員、ボランティア等が実施するつどい場と連携し、地域ぐるみの見守り体制づくりを進めます。
- (5) ささえあい協議会を通じて、様々な社会資源を広報、情報紙、チラシ等で情報発信していきます。
- (6) 各エリアの住民課題をささえあい協議会で協議し、課題を解決するしくみづくりを進めます。

1. 住民主体のお互いさまの地域づくり

- ・身近な地域での住民同士のつながりを大切にし、住民主体のささえあい活動を進めます。
- ・地域の社会資源をつなぎ、多様な主体が協働するまちづくりを進めます。

事業項目	実施内容
1) 生活支援体制整備事業 〈市受託事業〉	平成29年度から本事業を市から受託している。 概ね中学校区を本事業の圏域(以下「エリア」という。)とし、町内会連合会や地区民生児童委員協議会をはじめ、地域の福祉施設や民間事業所、ボランティア、企業などの多様な主体と連携し、エリアごとに地域のささえあいの体制づくりの推進を目的とする。 平成29年度から令和4年度までの6年度間で、エリアごとに2層協議体(ささえあい協議会)を設置し、地域の福祉課題や住民が抱える生活上の困りごとについて話し合い、ネットワークを活かした課題解決に向けたしくみづくりを進めてきた。 (以下、ささえあい協議会名) 《平成29年度》 氷丘地区、別府町 《平成30年度》 両荘地区、志方町 《令和元年度》 平岡公民館エリア、野口公民館エリア 《令和2年度》 加古川地区、尾上町 《令和3年度》 加古川北、加古川西公民館エリア 《令和4年度》 野口北地区、かこてらすエリア 令和6年度からは、エリアごとの社会資源やニーズをシステムなどで見える化し、地域の強みや弱みの把握を進めた。 令和7年度は、把握する社会資源やニーズを増やし、その情報をささえあい協議会などの協議の場を通して、さらなる地域づくりの発展に活かすことを重点的な事業目的とする。 ①地域ニーズ及び社会資源の把握 各エリアに配置された生活支援コーディネーター(以下「コーディネーター」という。)が、地域ニーズ及び社会資源(地域活動や人材の発掘など)の把握を進める。 ②各エリアでの課題分析と地域診断 コーディネーターは把握した情報から、地域の実態が見える化し、「地域の強み」、「不足している社会資源」を明確化するための「地域診断」を実施する。 その内容を行政、各エリアを担当する地域包括支援センターと情報共有を行い、地域課題の解決に向けた取り組みを検討する。 ③ニーズとサービスのマッチング 把握した地域ニーズと社会資源とのマッチングをする。 ④ネットワークの構築 地域のささえあいの体制づくりは、地縁組織・福祉事業所・企業など多様な主体が参画するため、連携・協働のためのネットワークの構築を進める。 ⑤ささえあい協議会の運営 住民が抱える生活上の困りごとなどの地域ニーズや、地域活動などの社会資源をもとに、多様な主体によるネットワークを活かした、エリアごとのささえあいのしくみづくりを進める。

事業項目	実施内容
2) 支部活動への支援	⑥各種会議等への参加 加古川市地域包括ケア推進会議へ出席し、ささえあい協議会で把握した地域課題等について情報提供を行うなど、市が開催する会議等と連携・協働する。 ①支部活動費助成 社協支部の地域福祉推進に活用することを目的として、社協会費納入額の20%を助成する ②青少年健全育成費助成 児童や青少年の見守り、健全育成の推進を目的に社協支部ごとに社協会費納入額の10%を助成する。

重点目標 2

認め合い、ささえあいの輪が広がる人づくり

- (1) 若い世代を対象に、ボランティアの役割や必要性、活動の魅力を伝える福祉学習を進めます。
- (2) 定年退職後の元気高齢者等に、地域でのつながりづくりやボランティア活動、地域活動に参加するきっかけづくりを提供します。
- (3) 当事者の思いを伝える機会や当事者と住民とのつながりづくりの機会を提供します。（持っている力が発揮できる機会づくり）
- (4) 子育て中の親を対象とした魅力ある研修機会を提供します。子育て支援に取り組む団体（サークル・子ども食堂）の活動を支援します。
- (5) 活動希望者とニーズをつなぎ、ボランティア活動の活性化を図るしくみづくりを進めます。
- (6) 各種団体の情報を共有し合えるしくみづくりを進めます。

2. 認め合い、ささえあいの輪が広がる人づくり

- ・住民、団体、企業の福祉学習機会を創出し、誰もが互いに認め合い、ささえあいの輪が広がる人づくりを進めます。

事業項目	実施内容
1) ボランティア情報の発信	①「社協だよりかこがわ」にボランティア関連情報を掲載 ②ホームページ、LINE公式アカウントによる情報発信 ③ボランティア掲示板の活用
2) ボランティア養成・研修	①啓発型 ・ボランティア研修会 ・障がい者との交流体験 ②養成型 ・音訳（朗読）ボランティア養成講座 ・加古川市学生ボランティア KSV ・おもちゃドクター養成講座（新規） ・生活支援ボランティア養成講座（新規） ③資質向上型 ・登録ボランティア研修会 ・分野別スキルアップ研修会 ・こども食堂スタッフ研修会
3) コーディネート事業	①ボランティアに関する相談受付 ②ボランティア調整 ③ボランティア登録の促進 ④登録グループ代表者会の開催 ⑤有償ボランティアに関する調査研究
4) 活動基盤づくり事業	①ボランティア保険 ②ひょうごボランタリー基金 ③活動資材の助成 ④地域づくり応援助成事業の実施（地域活動/子育て団体への助成） ⑤各賞へのボランティア推薦 ・ひょうご県民ボランタリー活動賞 ・兵庫県こころのとり賞 ⑥ボランティアセンター運営委員会の開催（年2回）
5) 関係機関及び 社協組織内での連携	①災害時協定締結団体との連携 ②行政（市民活動・ボランティア関連課）との連携 ③かこがわ市民団体連絡協議会、NPO法人シミズシーズとの連携 ④3市2町ボランティアセンター連絡会の開催 ⑤市内こども食堂との連携 ⑥生活支援体制整備事業、相談支援事業との連携
6) 福祉学習推進事業	①地域で育む福祉教育推進パワーアップ事業の実施 ②福祉学習出前講座の実施 ③福祉学習指導ボランティアの調整 ④福祉器材の貸出、管理及び修繕
7) 社会教育・福祉教育推進員 活動支援 (市教委との協働事業)	地域で福祉教育を啓発、促進する福祉教育推進員を委嘱し、活動推進していくための研修会の開催や活動に対し助成する。
8) 災害対応支援	①災害時支援ボランティア登録の促進 ②災害時協定締結団体とのミーティングの開催 ③災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施 ④災害ボランティアセンター運営システム導入に向けた調査研究（新規）

事業項目	実施内容
9) 障がい児・者及び 団体へ支援	①障がい者団体連絡会事務局 ・役員会、定例会を通じ、課題の共有や取り組みを検討する。
10) 社会福祉活動助成金事業	市内の福祉施設及び福祉活動団体等へ助成することで、地域福祉推進活動の基盤づくりを支援する。 ・各地域福祉活動団体からの要望受付 ・活動内容の把握
11) こどもの居場所づくり推進	①こどもの居場所づくり推進事業〈市受託事業〉 市内のこども食堂活動を支援するため、こどもの居場所づくり推進員を配置し、以下の事業をすすめる。 ・こども食堂総合相談窓口の設置 ・こども食堂ネットワーク会議の開催（年2回） ・こども食堂開設支援 ・こども食堂への訪問活動 ・こども食堂スタッフ研修会の開催（再掲） ・こども食堂への食材提供体制整備 ・こども食堂情報の収集・発信 ・こども食堂への補助金・助成金申請受付 ②大型絵本の貸出
12) 児童・青少年活動支援	児童・青少年に関する支援事業などを実施する。 ①交通遺児支援事業 ②児童養護施設卒業生支援事業 ③加古川市少年善行賞表彰事業 ④修学旅行扶助事業
13) 高齢者福祉活動支援	長寿高齢者表敬訪問事業

重点目標 3

誰もが安心して相談できる

支援ネットワークづくり

- (1) 困りごとを見逃さない、アウトリーチも含めた相談支援体制の強化に努めます。地域の実情や社会資源についての情報が円滑に共有され、連携を深められるよう努めます。
- (2) 誰もが安心して相談できる環境づくりに努めます。事務局内連携をはじめ、様々な関係機関とともに相談支援体制の充実やネットワークづくりを進めます。
- (3) 災害時支援等、公的な制度・サービスでは支えきれない問題に対して、様々な関係機関とともに、支援方法の検討が進むよう働きかけます。
- (4) 当事者の困りごとを受け止め、必要な支援専門機関につながるよう働きかけるとともに、地域全体で支えられるしくみづくりについて検討します。

3. 誰もが安心して相談できる支援ネットワークづくり

- ・ あらゆる相談を一度受け止め、相談者が安心できる支援の仕組みづくりを進めます。
- ・ 様々な支援の重層的な仕組みづくりを進め、切れ目のない支援ネットワークの構築を目指します。

事業項目	実施内容
1) 成年後見支援センター事業 〈市受託事業〉	成年後見制度の利用促進を目的に、加古川市より成年後見支援センターを受託し、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関（中核機関）として、以下の事業を実施する。 ①広報・啓発事業 ②相談支援事業 ③成年後見制度利用促進事業 ④後見人支援事業 ⑤関係機関等連絡調整事業 ⑥終活支援事業（新規） ⑦センターの管理運営事業
2) 日常生活自立支援事業 〈県社協受託事業〉	福祉サービスの選択に不安がある人に、生活支援員を派遣し、適切に福祉サービスが利用できるよう援助する。 ①相談及び支援に関すること ②生活支援員の派遣 ③日常的な金銭の管理や通帳、印鑑、公的書類の預かり ④生活支援員等のスキルアップ ⑤成年後見支援センターとの連携
3) 生活福祉資金貸付事業 〈県社協受託事業〉	一般的な貸付制度が利用できない低所得世帯や障がい者・高齢者世帯の生活を経済的に支え、社会的自立を促進するため、次の事業を行う。 ①広報活動（出前講座等の開催等） ②貸し付けに関する相談 ③償還に関する相談支援の強化（新型コロナウイルス関連含む） ④民生委員・児童委員との連携 ⑤滞納世帯への支援強化 ⑥生活困窮者支援体制強化事業による相談支援の強化
4) 独自の権利擁護・貧困対策支援事業	①法人後見事業（新規） ②食料品等支援整備事業 ③生活一時資金貸付事業 ④独自の支援に関する調査研究
5) 障がい者基幹相談支援センター事業 〈市受託事業〉	障がい児・者の生活に関する相談に応じた情報提供や助言、必要な福祉サービスの利用支援などを行う。 ①総合的、専門的な相談支援の実施 ②地域の相談支援体制の強化 ③地域移行、地域定着の促進 ④権利擁護、虐待の防止 ⑤市障害者自立支援協議会への参画及び専門部会の運営 ⑥地域生活支援拠点等の整備 ⑦医療的ケア児等コーディネート業務

重点目標 4

社会福祉協議会の機能強化に向けた基盤づくり

- (1) 社会福祉協議会の事業が広く市民に周知され、身近で信頼される組織を目指します。
- (2) 地域福祉の推進の使命をはたすべく、社会福祉協議会の役割、機能を明確にし、より分かりやすく親しみやすい活動を展開します。
- (3) 福祉の専門機関として資質の向上と人材の育成に努め、組織力を強化します。
- (4) 事業の充実を図るため、経費の効率的な執行と公費の安定的な確保をはじめ、市民協力による会費、寄附金、事業収入等による自主財源の確保に努めます。

4. 社会福祉協議会の機能強化に向けた基盤づくり

地域住民の声を反映し、地域福祉の推進を担う健全な組織運営に努めます。

事業項目	実施内容
1) 組織体制の強化	①理事会・評議員会の開催 ②社協支部長会議の開催 ③各委員会の開催 ・広報委員会 ・総務委員会 ・事業委員会 ・ボランティアセンター運営委員会 ・評議員選任・解任委員会 ・ハラスメント苦情処理委員会 ・福祉サービス苦情処理委員 ・計画相談虐待防止委員会 ・職員衛生委員会 ④監事監査の実施 ⑤社協全戸会員制度の周知 ⑥行政担当課との連携 ⑦社会福祉法人連絡協議会の運営と連携 ⑧組織内の連携強化 ⑨職員の地域担当制の実施(新規) ⑩業務継続計画(BCP)に基づく運用及び訓練 ⑪ICTの活用及び充実化の検討
2) 財源の確保と有効活用	①社協会費制度の整備及び賛助会費の拡充(新規) ②善意銀行の広報活動 ③共同募金運動への協力 ④基金積立金の効果的運用 ⑤自主財源の確保に向けた調査・研究
3) 公的事業の積極的受託	①補助事業の実施 ・法人運営事業 ・地域見守り事業 ・ボランティアセンター事業 ②受託事業の実施 ・日常生活自立支援事業 ・生活福祉資金貸付事業 ・生活支援体制整備事業 ・障がい者基幹相談支援センター事業 ・成年後見支援センター事業 ・総合福祉会館の指定管理事業 ・加古川市こどもの居場所づくり推進事業
4) 広報力の強化による 社協活動のPR	①パンフレット・リーフレットの作成と活用 ②社協だよりかこがわの発行 ③ホームページリニューアル後の活用と分析(新規) ④社協見える化の取り組み 他機関との交流・社協活動説明の機会づくり、SNSの活用、 市内イベントへの参加 ⑤多様な伝達手段の活用

事業項目	実施内容
5) 職員養成による組織力の強化	①事務局体制の整備・強化 ②人材育成に向けた取り組み 「職員の健全な育成」及び「組織運営の強化」を図るため、職員研修や目標管理制度をはじめとする人材育成に取り組む。 ・階層別研修（新任職員、エルダー職員、中堅職員、監督職員、管理職員） ・特別研修（人権・倫理、情報セキュリティ、メンタルヘルス、交通安全） ・目標管理制度 ・新任職員育成制度 ③人事労務管理の充実
6) 地域福祉推進計画の推進	第4期地域福祉推進計画の遂行と進捗状況の確認 〈令和3年度から令和8年度まで〉
7) 経営改善検討会議の開催	令和6年度に策定した経営ビジョンに基づき、具体的取り組みを検討する職員ワーキングチーム「経営改善検討会議」を開催する。
8) 総合福祉会館の指定管理業務	地域住民の福祉向上と健康の増進を図ることを目的に、効率的かつ効果的に指定管理業務を行う。また「意見箱」を設置や、必要に応じて、アンケートを実施することで利用者の声を聞き、誰もが利用しやすい施設を目指す。 〈指定期間：令和7年4月1日から令和12年3月31日まで〉
9) トライやるウィーク及び実習生受け入れ	ふれあいサロン活動やボランティア活動等の体験学習を通じて、地域福祉に関する学びの場を提供する。また、ソーシャルワーク実習を通し次世代の福祉を担う人材を育成する。